

隠岐の島町災害廃棄物処理計画（素案）に関する 町民の皆様のご意見に対する町の考え方

1. 意見募集の概要

この計画は、本町において今後発生が予想される大規模災害（地震・風水害）に備え、災害により発生した廃棄物を迅速かつ円滑に処理し、速やかな復旧・復興等を進めるために策定される計画です。この計画案について町民の皆様の意見募集を行いました。

(1) 公表資料

隠岐の島町災害廃棄物処理計画（素案）

隠岐の島町災害廃棄物処理計画 参考資料（素案）

(2) 意見募集期間

令和3年1月18日（月）から令和3年2月17日（水）

2. 隠岐の島町災害廃棄物処理計画（素案）に対するご意見（3件）

番号	町民の皆様の主なご意見	ご意見に対する本町の考え方
2. 5 緊急時対応		
29	<p>住民等への広報</p> <p>・・・住民等に対して、防災無線による迅速な連絡、各地区での連絡システム、インターネット、テレビ・ラジオ・新聞等、広報隠岐の島及び避難所等の掲示板等で適切な広報を行う。</p> <p>※全戸に設置している防災無線と各地区での連絡方法を加える。</p>	<p>ご指摘のありました箇所について、以下のとおり修正いたします。</p> <p>表 2.5.1 初動期（発災後数日間）における実施事項 住民等への広報 2 行目</p> <p>・・・住民等に対して、防災無線、インターネット、テレビ・ラジオ・新聞等、広報隠岐の島及び避難所等の掲示板、各地区での連絡システム、等で適切な広報を行う。</p> <p>また、併せまして、P34 についても以下のとおり修正を行います。</p> <p>2) 広報方法</p> <p>・・・</p> <p>災害時の広報方法の例</p> <p>防災無線、チラシ、広報車、ポスター（地域防災拠点で掲示）、広報紙、ホームページ、SNS、ケーブルテレビ、ラジオ、新聞、各地区での連絡システム</p>
2. 6 復旧・復興時対応		
49	災害廃棄物処理実行計画の作成	災害廃棄物処理実行計画（以下、実行計画という）の事前作成について回答します。
	発災後に具体的な処理方法等を定める災害廃棄物処理実行計画を作成する。となっている	本計画及び実行計画は環境省「災害廃棄物処理対策

<p>が、災害発生後に実行計画を作成していくことは迅速な廃棄物の処理をすることができないことは明らかである。住民にも分かりやすい、災害を想定した災害廃棄物処理実行計画は事前に作成しておくべきであり、発生した災害の状況に応じて、柔軟に実行計画を変更し、迅速に対処すべきであると考えます。</p>	<p>「指針」に基づき策定されるものであり、本指針による実行計画の策定は以下のとおり示されています。</p> <p>“被災市区町村は発災前に策定した災害廃棄物処理計画を基に、災害廃棄物の発生量と廃棄物処理施設の被害状況等を把握した上で、実行計画を策定する”</p> <p>本町においても、実行計画は指針で示されているとおり被災後に策定する計画として位置付けています。</p>
---	--

全体

<p>内容が住民向けの災害廃棄物処理計画書になっていない。住民への周知を目的とする計画書であれば、簡潔で分かりやすい資料づくりに務めるべきではないでしょうか。</p>	<p>内容が住民向けの内容になっていないとのご指摘について回答します。</p> <p>本町では、本計画をより簡潔にまとめた概要版について同時に作成しており、町民の皆様へ概要版や広報等を活用しながら周知を図ります。</p>
---	--